

令和4年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年2月17日 開会

令和4年2月17日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月17日（木曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報第1号から議案第5号まで6件上程、説明、採決	4
議案第6号上程、説明、採決	10
議案第7号上程、説明、採決	11
議員議案第1号上程、説明、採決	12
閉会	12

議 事 日 程

令和4年2月17日（木曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- 第5 議案第1号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議案第2号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第11 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 第12 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- 日程第5 議案第1号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第11 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

日程第12 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

出席議員 (41人)

1番	浅井文彦君	29番	大橋孝君
2番	谷藤錦司君	30番	早野博文君
3番	高橋和江君	31番	西脇康世君
4番	広瀬幹雄君	32番	谷村成基君
5番	石川まさと君	33番	木野隆之君
8番	山下清司君	34番	堀正君
9番	市川隆也君	35番	岡部栄一君
10番	青山節児君	36番	宇佐美晃三君
12番	水野光二君	37番	岡崎和夫君
13番	松井聡君	38番	戸部哲哉君
17番	浅野健司君	39番	柴山佳也君
18番	富田成輝君	41番	谷藤錦司君
19番	林宏優君	42番	佐藤光宏君
20番	森和之君	43番	加納福明君
21番	湯之下明宏君	44番	金子政則君
22番	葛谷寛徳君	45番	細江茂樹君
23番	藤原勉君	46番	今井俊郎君
24番	日置敏明君	47番	渡邊公夫君
25番	山内登君	48番	板谷孝明君
27番	小島英雄君	49番	高桑徹司君
28番	古田聖人君		

欠席議員 (6人)

6番	國島芳明君	16番	加藤淳司君
7番	古川雅典君	26番	横川真澄君
14番	小坂喬峰君	40番	高垣昌司君

欠 員 (2人)

11番、15番

説明のため出席した者

広域連合長	柴橋正直君	事務局長	市岡三明君
副広域連合長	石田仁君	会計管理者兼会計課長	山田康文君
副広域連合長	尾関健治君	総務課長	杉崎喜敬君
副広域連合長	都竹淳也君	資格電算課長	尾関裕孝君
副広域連合長	板津徳次君	給付課長	松下孝治君
副広域連合長	成原茂君		

職務のため出席した事務局職員

書記長	服部悦郎	書記	鷺見祥意
-----	------	----	------

開 会

午後1時30分 開 会

○議長（谷藤錦司君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

開 議

○議長（谷藤錦司君） これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○議長（谷藤錦司君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。
今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、45番細江茂樹君、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（谷藤錦司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、25番 山内登君、43番 加納福明君、の両君を指名します。

第3 会期の決定

○議長（谷藤錦司君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 報第1号から第9 議案第5号まで

○議長（谷藤錦司君） 日程第4、報第1号から日程第9、議案第5号まで、以上6件を一括して議題とします。

これら6件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和4年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

私ごとになりますが、平成30年2月の岐阜市長就任に引き続き、皆様方のご推挙を賜り、本広域連合の連合長として、岐阜県下約30万人の後期高齢者の皆様の適切な医療の給付と健康保持に努めてまいりました。この間の議員各位の格別のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

それでは、提案説明に先立ちまして、一言申し上げます。

一昨年、世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症の「第5波」は、昨年の秋には、一旦は収束の兆しが見えたものの、11月頃から新変異株であるオミクロン株が世界的に流行しており、我が国においても爆発的に感染が拡大しました。

そのため、去る1月21日には、まん延防止等重点措置が適用されるなど、「第6波」に備える

対応策が講じられましたが、拡大傾向が続き、岐阜県においても、1日の感染者が、千人を超える日が出現したところであります。

また、ワクチン接種につきましては、3回目の接種が始まっておりますが、追加接種により、低下した感染予防効果や重症化予防効果を高めることが報告されているものの、その予防効果は100パーセントではありません。

このため、ワクチン接種を済ませた場合であっても、原点に立ち戻り、マスクの着用、手指消毒の徹底、三密の回避、体調管理、こまめな換気など、緊張感を持ち基本的な感染防止対策の再徹底をお願いしたいと思います。

それでは、諸般の情勢と若干の所感を述べさせていただきます。

まず、高齢化の状況であります。昨年7月に厚生労働省が公表しました「令和2年簡易生命表の概況」によりますと、日本人男性の平均寿命は81.64年、女性の平均寿命は87.74年となっております、それぞれ過去最高を更新しています。

それに加え、介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間を示す、いわゆる「健康寿命」は、2019年には男性が72.68歳、女性が75.38歳で、2016年の前回調査より男性が0.54歳、女性が0.59歳延びたとの結果が公表されました。

また、昨年9月に総務省が公表しました「統計からみた我が国の高齢者」によりますと、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口は約3,640万人で、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は29.1%、75歳以上の後期高齢者人口は約1,880万人で総人口に占める割合は15.0%と過去最高となっております。

とりわけ、100歳以上の人口は、昨年に続き8万人を超えており、人生100年時代とも言われる長寿社会を今まさに迎えようとしております。

このような中、昨年10月には岸田内閣が発足しました。

その所信表明演説では、「新型コロナウイルス対応」「新しい資本主義」「国民を守り抜く、安全保障」を三つの政策に挙げ、2つ目の「新しい資本主義」を実現していく両輪としての「成長戦略」と「分配戦略」を図ることにより、人生100年時代の不安解消策である、全世代対応型の社会保障制度の構築を進めるとしております。

政府においては、昨年11月に全世代型社会保障構築会議を設置し、全ての世代の方が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けた取り組みが、検討されているところであります。

当広域連合におきましては、健康寿命の延伸と医療の適正化を目的に、保健事業の実施計画であります「第2期データヘルス計画」に基づき、様々な保健事業を推進してきたところであります。

とりわけ、一昨年4月から施行されている疾病予防と介護予防の両方のニーズに対応する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、初年度である令和2年度には県下で8市町村が、令和3年度には16市町村がそれぞれ実施し、令和4年度は新たに9市町村が取り組むことで、25市町村が実施する予定であります。

一方、医療費の動向であります。昨年8月に厚生労働省が発表した令和2年度医療費の動向の中で、国民医療費総額は約4兆2千億円、その内、後期高齢者医療費が約1兆6千億円でありまして、国民医療費総額の39.3%を占めるという状況にあります。

1人当たりの医療費は、75歳未満では約21万9千円であるのに対し、75歳以上ではその4倍を超える92万円となっており、今後、団塊の世代が後期高齢者となります2025年にか

けまして、医療費の大幅な増加が懸念されるところであります。

このいわゆる「2025年問題」に適切に対応するため、本広域連合では、一昨年から「2025年問題検討部会」を組織して検討を進めており、来年度以降も引き続き課題の洗い出し及び広域連合と各市町村との役割分担の在り方について検討を行ってまいります。

また、避けては通れない課題対応として、昨年の通常国会において一定の所得がある高齢者に係る医療費の窓口負担を2割とすることを含む「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が6月11日に公布され、昨年12月24日の閣議決定により本年の10月1日に施行することが決定しております。

本広域連合としましても周知・広報に努めるとともに、被保険者証の2回交付や高額療養費の事前申請等事務を滞りなく進めていく所存であります。

本年から団塊の世代の方が75歳に到達し始めることに伴い、現役世代による後期高齢者支援金の急増が見込まれることから、75歳以上であっても負担能力に応じて保険料をご負担いただくことで、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが重要な課題であると考えております。

世代間の負担の公平性の観点も踏まえ、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築することが重要と感じているところで、現役世代から抛出されている「後期高齢者支援金」の制度についても検討する必要があると思っております。

また、本広域連合では、保険料率の改定を2ヶ年単位の財政運営期間単位で行っていることから、第8期財政運営期間にあたる令和4・5年度に係る保険料率の改定において、この間の医療費や被保険者数の増加見込み等を精査するとともに、剰余金を活用するなどして、保険料率を算定し、上昇率の抑制を図ったところであります。

次にデジタル社会の実現に向けた取り組みについてであります。

昨年の通常国会で、いわゆるデジタル改革関連6法が可決成立いたしました。

それにより、デジタル社会の実現の司令塔として、昨年の9月からデジタル庁が発足いたしました。

そして、昨年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、閣議決定されました。

この中では、デジタル化の推進により目指す社会として、社会全体として国民の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用しながら、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」であるべきとされております。

本広域連合におきましても、オンライン申請を見据え、押印等の見直しを昨年9月に行いました。

今後、行政事務の効率化・迅速化に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入についても「人に優しいデジタル化」を念頭に研究してまいります。

いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができますよう、構成市町村と協力・連携して、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、御説明申し上げます。

報第1号は、去る令和3年10月22日に専決処分いたしました「岐阜県後期高齢者医療広域

連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の制定につきまして、御報告し、承認を求めるものであります。

これは、被保険者のうち、マイナンバーカード未取得者に対してマイナンバーカード取得申請書等一式を送付する経費として歳入歳出それぞれ4,927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,743億8,355万6千円とするものであります。

この案件につきましては、後程、事務局から補足説明をいたします。

議案第1号は、「令和4年度 岐阜県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」であります。

一般会計 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億6,648万1千円とするものであります。

前年度と比べ、41万4千円、率にして、0.16%の減であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億4,516万7千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、1,800万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として、2億6,378万4千円を計上いたしました。

議案第2号は、「令和4年度 岐阜県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計予算」であります。

特別会計 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,763億898万1千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、120億4,622万6千円、率にして、4.56%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金 や 保健事業の負担金などとして、508億389万8千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、883億5,350万7千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費 や 高額医療費の定率負担金として229億2,652万4千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代の方々からの支援金として1,097億9,453万4千円を計上いたしました。

さらに、前年度からの繰越金といたしまして、37億7,896万6千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務の委託やレセプト管理、点検業務並びに電算処理システム機器等保守業務の委託料などとして9億3,944万4千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、2億8,700万2千円の増となっております。

主な要因といたしましては、円滑運営補助金が1億3,783万円の増となっております。

これは、医療費の2割負担導入に伴い、市町村が被保険者証の再交付に要する費用に対する補助でございます。

また、レセプトの資格確認及び給付確認事務に係る共同電算処理業務委託料が、単価の値上げ

及び委託件数の増加により3,343万8千円の増となっております。

保険給付費といたしまして、令和3年度予算と比較した被保険者数の伸び率を3.78%の増、一人当たり給付費の伸び率を0.72%の増で見込み、2,728億5,480万3千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、118億7,797万8千円、率にして、4.55%の増であります。

保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診の受診率を26.1%、ぎふ・さわやか口腔健診の受診率を実態にあわせて8.1%で見込み、健康保持増進事業費として10億5,225万円、また、医療費適正化を図るため、医療費通知・後発医薬品の利用差額通知の継続実施や低栄養防止・重症化予防の取組及び、長寿・健康増進事業補助並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、その他保健事業費として3億4,411万2千円を計上いたしました。

議案第3号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、第8期財政運営期間である令和4年度及び令和5年度におきまして、被保険者の方々から納付していただく保険料の算定基礎となる被保険者均等割額を46,023円、所得割率を8.90%と改めるほか、保険料の賦課限度額について所要の条例改正を行うものであります。

議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、時間額パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に係る基準として、1週間に割り振られる勤務日数の規定を追加するため、所要の条例改正を行うものであります。

議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、医療給付業務の見直しに伴う月額パートタイム会計年度任用職員の職務区分の新設並びに岐阜県最低賃金等の見直しに伴う時間額パートタイム会計年度任用職員の報酬額の改正を行うため、所要の条例改正を行うものであります。

以上、報第1号から議案第5号までについて、御説明を申し上げます。

今後とも各市町村と十分に協議、連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷藤錦司君） 事務局長、市岡三明君。

〔市岡三明君登壇〕

○事務局長（市岡三明君） 報第1号の専決処分について、ご説明をいたします。

当該議案は、マイナンバーカード取得促進の取り組みに係る補正予算でありまして、特に緊急を要し、本広域連合議会を招集する時間的余裕がないため、昨年10月22日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長による専決処分を行ったものであります。

それでは、当該専決処分の概要について、ご説明いたします。ご配付しております議案集の3ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

本補正は、75歳以上の被保険者のうち、マイナンバーカード未取得者に対して、マイナンバーカード取得申請書等一式を送付する経費について、所要額を措置したものであります。

本事業につきましては、厚生労働省、総務省等からの要請に基づき行うものでありまして、昨

年10月末時点におけるマイナンバーカード未取得者約203,000名に対して、住所、氏名等4情報を記載した交付申請書及び返信用封筒並びに厚生労働省が作成しました取得促進リーフレットを送付するものであります。

予算計上にあたっては、印刷、封入、封緘に係る経費として3,018万8千円を、送付に係る経費として1,908万2千円を見込み、歳出補正予算額を4,927万円としたものであります。

なお、財源につきましては、財政支援として交付されます国庫支出金であります特別調整交付金により措置したところであります。

以上、ご説明いたしましたとおり、専決処分を行いましたので、本議会にご報告申し上げ、同処分のご承認をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷藤錦司君） これら6件に対する質疑の通告はありません。

これら6件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

第10 議案第6号

○議長（谷藤錦司君） 次に日程第10、議案第6号を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、小島英雄君の退場を求めます。

〔小島英雄君退場〕

○議長（谷藤錦司君） 本件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） ただいま上程になりました議案第6号につきましてご説明いたします。

本議案は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」であります。

広域連合議会議員のうちから選任をいたしました監査委員の谷村成基さんの任期が7月3日に満了となりますので、小島英雄さんを監査委員として選任いたしたいため、その同意を求めるものであります。

小島英雄さんは、令和2年11月16日より岐南町長を務めておられます。

よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（谷藤錦司君） 本件に対する質疑の通告はありません。

本件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

お諮りします。小島英雄君を監査委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、小島英雄君を監査委員に選任するについては、同意と決しました。

小島英雄君の入場を求めます。

〔小島英雄君入場〕

第 11 議案第 7 号

○議長（谷藤錦司君） 次に日程第 11、議案第 7 号を議題とします。

本件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） ただいま上程になりました議案第 7 号につきましてご説明いたします。

本議案は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。

これは、現在その任に御尽力をいただいております、井上正秋さんの任期が、3月27日に満了となりますので、その後任に田中健児さんを公平委員会委員として選任いたしたいため、その同意を求めるものであります。

田中健児さんは、現在、関市公平委員会委員を務められ、地域行政に貢献をされておられます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（谷藤錦司君） 本件に対する質疑の通告はありません。

本件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

お諮りします。田中健児君を公平委員会委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、田中健児君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

第 12 議員議案第 1 号

○議長（谷藤錦司君） 日程第 12、議員議案第 1 号を議題とします。

本件に対する提出者の趣旨弁明を求めます。17番 浅野健司君。

〔浅野健司君登壇〕

○17番（浅野健司君） それでは、議員議案第 1 号について、説明させていただきます。

議員議案第 1 号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

提案いたしますのは、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資することを目的として、議会の欠席及び遅刻事由の見直しを行うため、この規則を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。。

○議長（谷藤錦司君） 本件に対する質疑の通告はありません。

本件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷藤錦司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを原案のとおり決しました。

閉 議 閉 会

○議長（谷藤錦司君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和 4 年第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後 2 時 1 分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

谷藤 錦司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

山内 登

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

加納 福明